

居住安定援助賃貸住宅事業 申請書一覧

No.	申請書類	備考	根拠規定等
1	居住安定援助計画認定申請書及び別紙	居住サポート住宅情報提供システムに情報を入力して作成してください。	規則第7条
2	別添1 役員名簿	賃貸人が法人の場合	
3	別添2 役員名簿	賃貸人が未成年者であり、その法定代理人が法人の場合	
4	別添3 役員名簿	援助実施者が法人の場合	
5	別添4 役員名簿	援助実施者が未成年者であり、その法定代理人が法人の場合	
6	別添5 住宅の規模及び設備等		
7	別添6 住宅の規模及び設備等（共同居住型賃貸住宅用）	共同居住用住宅（いわゆるシェアハウス）の場合	
認定申請書に添付する書類			
8	間取図	居住安定援助賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示したもの	規則第8条第1号
9	居住安定援助内容の概要図	「安否確認」、「見守り」、「福祉サービスへのつながり」のいずれについても記載が必要です。	規則第8条第2号
10	申請者が欠格要綱に該当しないこと等の誓約書		規則第8条第3号 規則第8条第4号 規則第8条第5号
11	援助実施者が提供する、居住サポートと同様の一般向けサービスの利用料がわかる書類		
耐震性に係る以下の書類のいずれか※1			
12	建築士が行った耐震診断の結果についての報告書	写しを提出してください。	規則第8条第6号イ
13	建設住性能評価書	写しを提出してください。	規則第8条第6号ロ
14	特定住宅瑕疵担保責任の保険契約が締結されていることを証する書類	写しを提出してください。	規則第8条第6号ハ
15	その他住宅の耐震性に関する書類	写しを提出してください。	規則第8条第6号ニ
16	工事の計画概要を記載した書面	写しを提出してください。	

※1 新耐震の建物（昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手したもの）でない場合、提出が必要です。

申請書に竣工年月のみ記載する場合において、建物が以下のいずれかに該当するときは、新耐震の建物として取り扱います。

- ・1～3階建てで昭和57年6月以降に竣工
- ・4～9階建てで昭和58年6月以降に竣工
- ・10～20階建てで昭和60年6月以降に竣工